

令和4年11月14日  
10:00～12:00  
本庁舎第5・6会議室

## 令和4年度第3回 杉並区地域自立支援協議会 次第

### 1 開会

### 2 会長挨拶

### 3 出欠確認

### 4 報告

#### (1)各部会より活動報告

- 相談支援部会 資料①
- 地域移行部会 資料②
- 高齢・障害連携部会 資料③
- 働きかたサポート部会 資料④
- 医療的ケア児支援検討部会 資料⑤
- 計画部会 資料⑥

#### (2)基幹相談支援センターより活動報告

資料⑦⑧

～地域生活支援拠点の取り組みなど意見交換も含む～

#### (3)虐待防止の取り組み状況について

資料⑨

#### (4)シンポジウム実行委員会について

資料⑩

### 5 検討・意見交換

「杉並区の防災対策」について

資料⑪

防災課・保健福祉部管理課担当よりレクチャー

質疑応答

### 6 その他

○第4回本会の日程 令和5年2月6日(月)10:00～12:00

○内容

令和4年11月14日  
10:00~12:00  
本庁舎第5・6会議室

- 資料① R4 年度第 3 回相談支援部会活動報告
- 資料② R4 年度第 3 回地域移行促進部会活動報告
- 資料③ R4 年度第 3 回高齢・障害連携部会活動報告
- 資料④ R4 年度第 3 回働きかたサポート部会活動報告
- 資料⑤ R4 年度第 3 回医療的ケア児支援検討部会活動報告
- 資料⑥ R4 年度第 3 回計画部会活動報告
- 資料⑦ R4 基幹相談支援センター事業計画及び進捗状況
- 資料⑧ R3 年度、R4 年度(8 月末まで)障害者虐待取り組み状況
- 資料⑨ 虐待防止の取り組みについて(検討資料)
- 資料⑩ R4 シンポジウム第 1 回実行委員会議事録

令和4年11月14日  
杉並区地域自立支援協議会資料

## R4年度第3回相談支援部会活動報告

### 1. 今年度の活動について

昨年度は第8期の前半として、第7期から継続で意思決定支援をテーマとした検討を行ってきた。昨年度は部会員と連携している支援者を招き、連携の中でどのように意思決定支援がされているのか事例を通して深めてきた。今年度も同様の形で検討を深め、年度末に向けて第8期のまとめをする予定となっている。

### 2. 活動予定

第1回	7/25	1対1支援場面における意思決定支援について意見交換
第2回	12/1	以下についての意見交換 ・これまでの部会の取り組みの振り返り ・前期に作成した意思決定のためのチェックリストの更新 ・チェックリストを活用し、どのように地域に意思決定支援を広げていくのか
第3回	2月頃	前期から今期まで二期にわたって取り組んだ「意思決定支援」について検討してきたことの総まとめ。

## R4 年度第 3 回地域移行促進部会活動報告

### 1. 第 1 回地域移行促進部会の振り返り (R4 年 10 月 12 日)

第 1 回で行われた、今期の検討での 3 本の柱である、

- 1) ピア活動の推進 2) 精神科病院との連携強化 3) 退院後の地域課題の解消の確認。

### 2. 報告・検討

#### 1) ピア活動の推進

- ・各すまいるでの取り組み報告

すまいる荻窪・高井戸の井之頭病院 1-5 病棟へのオンライン利用でのピア活動。  
入院患者向け冊子「とびら」の制作・配布。

- ・荒川区で 9 月 16 日に行われた「ピアスタッフ協働事例検討会」の報告

ピア同士の交流やピアならではの意見の発出、また、アウトリーチのために当事者に参画してもらうといったねらいがあった模様。

- ・ピアサポート体制加算について

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所で算定できるピアサポート体制加算の内容と実際の算定状況について情報交換・意見交換を行った。

#### 2) 精神科病院との連携強化

- ・以前から継続して企画・実施に向けての取り組みを行っている大塚製薬と杉並区自立支援協議会地域移行促進部会のコラボ企画(懇話会)の進捗状況の報告を行った。

#### 3) 退院後の地域課題の解消 (高齢化に伴う高齢者に対する障害福祉サービス利用について・居住支援・一般相談支援事業所の確保等)

- ・高齢障害連携部会の取り組み報告。
- ・今後想定できるグループホーム事業者との連携について意見交換を行った。

令和4年11月14日

## R4年度第3回高齢・障害連携部会活動報告

### 1. 今年度の活動について

昨年度から、介護保険移行の方を対象とした移行ケア会議を開催しており、スムーズなサービス移行ができるような取り組み、課題整理を行っている。

今年度は、この移行ケア会議の取り組みを地域に向けて発信していくため、部会内でWGを発足し、研修を開催することとなった。

### 2. 研修の内容

タイトル 「高齢・障害連携ケア会議研修」

開催日時 ①10/20(木)13時半～ 障害者福祉会館にて(開催終了、33名参加)

②10/26(水)13時半～ 高円寺障害者交流館にて(開催終了、43名参加)

③11/16(水)13時半～ ウェルファーム杉並にて

次第

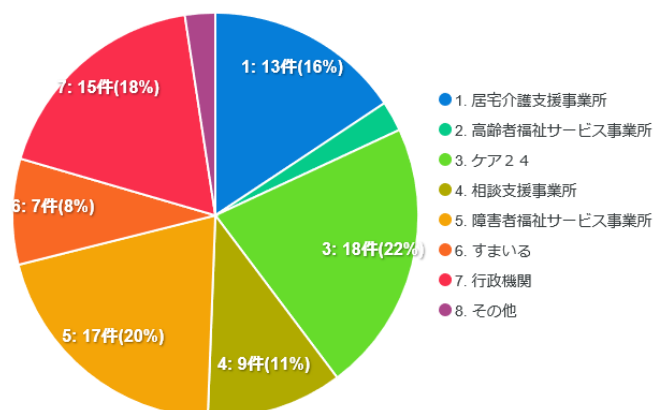
- ・移行期ケア会議の必要性
- ・介護保険と障害福祉の違い
- ・取り組み事例(ビデオ上映)
- ・移行事例の紹介
- ・共生型サービス事業説明
- ・グループワーク 等

### 3. 研修の報告

右記は全申込者のグラフ。

募集総数が90名程であったが、ケア24と障害福祉サービス事業所からの参加希望者が多く、介護保険への移行に課題を持っていると思われる。

締め切りまでに定員となり受付終了となってしまった会場もあるので、参加希望のニーズは地域の中にグラフ以上あるのではないかと考えている。



### 4. 今後の課題について

研修を開催することで地域への普及啓発の一助となったが、参加人数が限られていたため、さらに普及させていく方法を検討していきたい。

また、今回の研修参加者からいただいたアンケートを元に、課題の抽出と整理を引き続き行っていきたいと考えている。

## R4年度第3回働きかたサポート部会活動報告

R4年度第2回働きかたサポート部会開催

日時；令和4年9月2日（金）13:30～15:30

場所；杉並区役所分庁舎4階

出席者数；15名（事務局4名を含む）

## 協議内容

## (1) 「杉並区版 働くためのアセスメントシート」について

自分の「いいところ」をアピールするための「杉並区版 働くためにアセスメントシート」を作成した。

そのアセスメントシートに関して、個別支援計画作成時、就職活動時、就労時の3パターンにおける作成例を部会委員で確認した。

## (2) 報告会の日時、内容について

- ① 令和5年2月14日(火)午後に区役所本庁舎第4会議室で行うことを確認した。
- ② 報告会の内容は、「働きかたサポート部会の今までの歩み」の報告とアセスメントシートのお披露目とすることを確認した。
- ③ 働きかたサポート部会の報告会の終了後に同会議室で行われる障害者雇用支援ネットワーク会議に部会委員が引き続き参加することを確認した。

## (3) 報告会で発表する「働きかたサポート部会の今までのあゆみ」の内容について

- ① 部会委員が2グループに分かれて内容について検討した。
- ② 「障害者を子ども扱いしないということは伝えたい」、「報告会が就職を迷っている人に向けて後押しするきっかけになればいい」、「当事者の意見を大事にしていくという思いを伝えたい」、「自分の強みを発見するイイトコ探しをアピールすることで、当事者をエンパワメントする仕組みとなっている」、「アセスメントシートは支援者が作るのではなく、利用者と一緒に作っていく」、「働きかたサポート部会の活動の様子の写真や資料で具体的に届けたい」など、数多くの意見が取り交わされた。
- ③ 今回の検討内容を踏まえて、具体的に報告会の流れを考えていく。



働きかたサポート部会の様子①

## (4) 今後の働きかたサポート部会の予定について

- ① 10月11日(火)の杉並区雇用支援ネットワーク会議の様子を部会委員が見学する。  
当日の杉並区雇用支援ネットワーク会議の内容は、就労中の当事者と会社の担当者、支援者からの事例発表となっている。
- ② 次回の働きかたサポート部会は、11月に予定する。



働きかたサポート部会の様子②

## R4年度第3回医療的ケア児支援検討部会活動報告

### 第2回 医療的ケア児支援検討部会 報告

日時:令和4年 10 月 24日

19:00～21:00(オンライン形式での開催)

検討内容:(1) 令和5年度の杉並区医療的ケア児相談支援体制(案)について

- ①相談窓口を保健センター・保健師とする。
- ②相談支援シート作成し、ライフステージに応じた相談支援をめざす。
- ③医療的ケア児等支援コーディネーターを配置し、通園・通所の総合調整を行う。

(2) 障害者医療及び医療的ケア児実態調査結果について

R4 年度第 3 回杉並区地域自立支援協議会

## 計画部会活動報告

### 1 第 2 回計画部会の報告及び令和 4 年度基礎調査の実施について

○第 2 回計画部会（令和 4 年 9 月 21 日）で調査票（①障害者基礎調査 18 歳以上 ②障害者基礎調査 18 歳未満 ③障害分野の計画策定のための事業者調査 ④障害分野の計画策定のための事業者従事者調査）についての検討を行った。

また、計画部会有志で、⑤障害者基礎調査（18 歳以上）の「わかりやすい版」の作成に向けた検討を行った。

○調査票は別添のとおり

○今後の予定（未定）

調査票の発送 11 月中旬（〆切は 12 月 5 日）

調査報告等

障害分野の計画策定のための事業者調査（事業者・従事者）	速報版	令和 4 年 12 月下旬
	概要版	令和 5 年 1 月下旬
障害者基礎調査（18 歳以上・18 歳未満）	速報版	令和 5 年 1 月下旬
	概要版	令和 5 年 2 月下旬
全調査をまとめた報告書・わかりやすい版・点字版		令和 5 年 3 月 31 日

### 2 第 3 回 計画部会の開催について

裏面のとおり、杉並区保健福祉計画改定スケジュールが変更となったため、以下のとおり第 3 回計画部会を開催し、関連計画素案についての検討を行う。また、その後、地域自立支援協議会等委員の意見を聴取する。

○日時 12 月 9 日（金）13 時～15 時

○場所 杉並区役所 第 6 会議室

○議題 今年度に策定作業を行う保健福祉計画（地域福祉分野・こども家庭分野・健康医療分野）の素案について

※これら 3 計画は、令和 5 年 2 月の保健福祉委員会で計画案を報告後、区民等に広くパブコメをして、令和 5 年 6 月策定予定。

※令和 5 年 2～3 月には、令和 6 年度を始期とした障害分野の計画の策定に向けた第 4 回計画部会を開催予定。



## 杉並区保健福祉計画改定スケジュール(変更後)

		議会	総合計画・実行計画 単年度修正	主要会議等	保健福祉計画 (地域福祉・子ども家庭・健康医療)	
9月	上旬	三定 決特	調書作成			
	中旬					
	下旬					
10月	上旬	↓	ヒアリング・査定			
	中旬					
	下旬					
11月	上旬	四定	区議会 (修正計画案報告)	地域自立支援協議会③	計画素案確定	
	中旬					
12月	下旬	↓	パブコム (1ヵ月)	子ども子育て会議② 地域自立支援協議会計画部会		
	上旬					
	中旬				健康づくり推進協議会①	
1月	上旬			介護保険運営協議会③		
	中旬					
2月	下旬	一定 予特	計画決定	地域自立支援協議会④	政調・経営会議 (計画案確定)	
	上旬				保健福祉委員会 (計画案報告)	
	中旬					
3月	下旬	↓	区議会 (修正計画報告)	健康づくり推進協議会②	パブコム (1ヵ月)	
	上旬					
	中旬			子ども子育て会議③ 介護保険運営協議会④		
4月	下旬		計画公表			
	上旬					
	中旬			区議選(統一地方選)	計画修正案	
5月	上旬	二定	計画改定 ※3年毎の計画見直し 前倒し作業開始			
	中旬				政調・経営会議 (計画決定)	
6月	下旬	↓			保健福祉委員会 (計画決定報告)	
	上旬				計画公表	
	中旬			子ども子育て会議①	冊子作成	

**令和 4 年度 杉並区基幹相談支援センター事業計画及び進捗状況について****1 目的**

杉並区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援体制の強化の取り組み、地域移行・地域定着の促進、障害者虐待の通報等への対応、緊急時の対応などに係る業務を行うとともに、地域生活支援拠点の整備に伴う各機能の充実に向け、障害のある方やご家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指した事業を行う。

**2 人員体制**

8 名 <福祉（社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員）4 名、保健師 2 名、事務 2 名>

**3 主な事業内容****(1) 総合的・専門的な相談支援の実施**

- 困難ケースの対応、相談支援事業所への助言及び同行支援などにより専門的な相談支援を行う。世帯全体への支援が必要な多機関が関わる困難ケースについては、必要に応じて、在宅医療・生活支援センターの包括支援担当と協力して対応する。
- 初期相談やアウトリーチも含めた総合的な相談支援については、地域生活支援事業の障害者相談支援事業として「障害者地域相談支援センターすまいる（3 か所）」に委託。

**(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み**

## ○計画相談の質の向上

- ・相談支援専門員スキルアップ研修の開催（年 4 回：事例検討含む）  
⇒相談支援専門員に必要な価値、知識、技術を獲得することで質の向上を目指す。  
令和 4 年度研修 ①生活保護制度について（知識） ②個別支援会議について（技術）  
③権利擁護について（価値） ④事例検討（価値、知識、技術）
- ・特定相談支援事業所訪問（現状と課題の把握及び助言等）  
⇒月に 2 事業所を訪問。事業所の現状把握、ケース相談、課題抽出など。
- ・サービス等利用計画の評価の取組の検討  
⇒取り組みの一端として特定相談支援事業所訪問を実施中。

## ○地域自立支援協議会の運営

- ・本会：年 4 回
- ・相談支援部会：意思決定支援についての検討など（年 3 回を予定）
- ・専門部会：「すまいる」が事務局に入り日程調整等を実施（計画部会以外の 3 部会）
  - ▶地域移行促進部会：地域移行をすすめるための仕組みづくり
  - ▶働きかたサポート部会：就労を継続するために必要な支援
  - ▶高齢・障害連携部会：介護保険への移行期の課題整理と仕組みづくり  
⇒介護保険移行前ケア会議研修を開催中（区内 3 か所で実施）
  - ▶計画部会：障害者計画の策定の年度にあたり協議会の意見を聴く場として開催  
⇒計画策定に向けた基礎調査の調査票についての検討を実施
  - ▶医療的ケア児支援検討部会：医療的ケア児の相談支援体制や受け皿などの課題整理
- ・シンポジウムの開催：実行委員会形式で企画運営  
⇒意思決定支援、権利擁護について（令和 5 年 3 月 7 日開催予定）

## ○障害者地域相談支援センターすまいる運営委託

- ・地域生活支援事業の障害者相談支援事業として運営を委託
- ・外部委員による運営状況の評価の仕組みの検討、予算措置 ⇒検討中
- ・すまいる連絡会の開催（隔月）
- ・巡回訪問（ケース相談等）
  - ⇒基幹職員が巡回訪問、ケース会議に参加
- 特定相談支援事業所連絡会（年3回程度）
  - ・区からの情報提供、課題の共有、情報交換 等
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取り組み
  - 精神科病院に長期入院している方の地域移行、退院支援
    - ・地域移行促進部会と連携した退院支援の仕組みづくりとネットワーク構築
    - ・退院支援会議の実施（区内保健センター、在宅医療・生活支援センターと連携）
  - 地域移行プレ相談事業（すまいるに委託）
    - ・退院支援会議で対象者を選定、すまいるの職員(ピア相談員を含む)が地域移行プレ相談事業を実施
  - 活用型ショートステイ事業の実施
    - ・2か所に委託（あおばケアセンター、ユトリロ）
  - 障害者施設入所者の地域移行
    - ・障害者支援施設入所者の状況把握、地域移行の可能性等の調査の検討
- (4) 権利擁護・虐待防止
  - 障害者虐待の通報等の対応、支援
    - ・通報受理、事実確認調査、虐待認定の判断、支援の検討、報告書の作成 等
    - ・障害者虐待防止のネットワーク構築
    - ・虐待防止委員会の義務化に伴う事業者への働きかけ
      - ⇒ 基礎調査の事業所向け調査票に項目を作成、虐待防止研修の開催
  - 障害者虐待防止研修の実施 ⇒11月15日予定「虐待防止委員会を知ろう」
  - 障害者虐待ケース検討会（弁護士や精神科医等の助言を受ける）
  - 成年後見制度の申立支援（区長申立）
  - やむを得ない事由による措置（虐待ケース）に係る業務
- (5) 緊急時の対応
  - ・緊急時対応計画の作成 ⇒ 10月末現在 18件作成済
    - ⇒本人を取り巻く支援のネットワークの見える化（可視化）、連絡先の明確化や緊急時に慌てずに対応するためにどのように準備していくか、支援の協力関係、顔の見えるネットワークづくりに向けた取り組みの実施などを地道にすすめていくことが大切。
  - ・緊急時対応計画に則った対応及び支援
    - ⇒緊急時対応計画に記載のある支援関係者と本人、家族が顔を合わせるケア会議を開催し、対応等について確認する機会を持つ。支援者との日常からの信頼関係を構築しておく。
  - ・その他の緊急時の対応及び支援
    - ⇒緊急時対応計画を作成していない方の緊急時の対応については、主にサービス事業所探し（短期入所先やヘルパー事業所など）を特定相談支援事業所等と連携して実施している。
  - ・緊急時コーディネーター連絡会（すまいる&基幹）すまいる連絡会と同日に開催
    - ⇒緊急時対応計画作成の進捗確認、地域のニーズの掘り起こし、周知の取り組み、すまいるの役割の確認など。

- ・緊急時対応計画作成事業所情報連絡会（すまいる&特定相談支援事業所）  
⇒9月15日実施。緊急時対応計画作成と緊急時対応のイメージの共有、意見交換など。
  - ・緊急時対応ショートステイ等の委託  
⇒現状は「すだちの里すぎなみ」1床。身体障害者、重度知的障害者（強度行動障害など）のショートステイが確保できていない。
  - ・緊急時支援者派遣契約事業所を増やす取り組みの実施  
⇒緊急時対応計画の作成を積み重ねる中で事業所開拓をすすめていく方向。
- (6) 専門的人材の確保・育成
- ・専門的人材の育成（強度行動障害者の支援事例検討及びスーパーバイズ研修の開催）  
⇒区内生活介護事業所に講師と出向いて事例検討とスーパーバイズ、その後の振り返りも実施予定。
- (7) 共生型サービス事業所開設促進に向けた取り組み
- ⇒障害者施策課事業者調整担当と連携し共生型サービス事業所（生活介護・短期入所）の開設促進に向けた事業所ヒヤリング、予算措置の検討など。

#### 4 その他

○地域生活支援拠点や緊急時対応計画に関する周知について、まずは通所施設の利用者や家族、職員を対象に概要説明を実施する機会を多く設定し、周知を図る取り組みを行う。

<区内通所施設職員に向けた周知>

⇒基幹職員が事業所を訪問し、事業所の職員に対して説明を実施。また、緊急時の対応が必要と思われる利用者に関する情報共有を行い、実際に想定される対応の共有や今後の支援について意見交換を実施した。

10月末現在、区内通所施設（主に生活介護、就労継続支援B型）9事業所を訪問、区内1法人のオンライン研修で説明を実施した。まだ説明できていない事業所もあり、今後も継続していく。通所施設職員から家族や特定相談支援事業所に緊急時対応計画の作成について提案があるなど、少しずつ効果が出てきている。

また、家族等に対しては、通所施設等の家族会等に出向くなどの方法を検討中。

## 令和3年度、令和4年度（8月末まで）障害者虐待に関する取り組み状況

## 1 令和3年度、4年度（8月末現在）の障害者虐待件数、発生場所、相談件数、対応状況

	令和3年度	令和4年度 (8月末現在)
通報等（相談・通報・届出）の総数	31件	11件
<内訳>		
<b>【養護者による虐待】</b> （主に自宅）	9件	5件
・虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した	2件	2件
・虐待ではないと判断した、または虐待の判断に至らなかった	7件	2件
・高齢者虐待として関係部署に引継ぎ	0件	1件(調整中)
<b>【障害福祉施設従事者等による虐待】</b> （主に施設）	20件	5件
・虐待を認定した	11件	0件
・虐待の判断に至らず、サービス内容の見直しや関係機関の見守り等を実施	9件	4件
・確認不能、その他	0件	1件
<b>【使用者による虐待】</b> （主に企業）	1件	1件
・被虐待者が匿名のため対応不可	0件	0件
・虐待の事実は特定できず(労働局判断)	0件	0件
・虐待の事実あり	労働局確認中	0件
・その他	0件	1件
<b>【その他】</b>	1件	0件

## 2 令和3年度、4年度（8月末現在）の障害者虐待防止に関する研修と参加者数

## &lt;令和3年度&gt;

対象	研修名	参加者数
障害福祉サービス提供事業所職員 (グループホーム世話人対象)	障がいがある人への支援 ～虐待を防止するために～ 講師：東洋大学教授 高山直樹氏 2/22 オンライン開催	30名

## &lt;令和4年度&gt;

対象	研修名	参加者数
障害福祉サービス提供事業所 (虐待防止責任者対象)	虐待防止委員会を理解しよう 講師：社会福祉法人文京槐の会 松下功一氏 社会福祉法人いたるセンター 春山陽子氏 11/15 オンライン開催	11/15 開催 予定

### 3 現状の課題、対応について

#### (1) グループホームの虐待事案について

令和3年度の前半は、グループホームでの不適切な対応（心理的虐待、経済的虐待など）による虐待事案の発生が相次いだ。障害特性の理解や障害者虐待の認識が薄い世話人も多く見受けられ、グループホーム特有の雇用形態の複雑さや組織体制の脆弱さ等により、人材育成が十分に図られていない状況があることから、グループホームの世話人を対象に虐待防止研修をオンラインにより実施した。

オンラインでの開催により会場への移動時間等がない分、参加しやすい様子も見られたことや、オンライン上でグループワークも行い、日々の悩みや意識に関する意見交換の場を持つことができ意義のある研修となった。他のグループホームの状況を知る機会ともなり、今後、このような横のつながりを継続的に広め、研修や情報交換等の機会を設定していくことも重要と感じた研修となった。区が委託しているグループホームネットワーク事業でも研修や情報交換等を実施しているところであり、さらに機能するネットワークを構築していくことで虐待の未然防止につなげていきたい。

#### (2) 虐待防止委員会について

令和4年度より虐待防止委員会の設置が義務化となったが、虐待防止委員会は設置したものの、どのように運営してよいかわからない、まだ設置できていないなどの声もあることから、障害福祉サービス事業所（特に通所施設、入所施設、グループホーム）の虐待防止責任者等を対象に「虐待防止委員会を理解しよう」というテーマで研修を開催する（11月15日オンライン開催）。都内、区内の社会福祉法人の虐待防止委員会の実践の講義とグループワーク（自身の事業所でどのように取り組んでいくか、不安なことなども含めて意見交換）を実施する予定。

虐待防止委員会の役割や機能を知識として学び、自身の事業所でどのように運営していくかを考えるきっかけとして、今後につながる研修としたい。

	意見	⇒提案	⇒取り組み案
1	<p>■第1回本会グループ討議より意見</p> <p>昨年度のアンケートは「すぎなみ会議」という精神障害の事業所の集まりから出た意見を記載した。主な内容は積極的に研修へ参加する、虐待防止委員会を実施する、虐待防止チェックリストを貼り出す、小さな問題を見逃さないようにする、職員のメンタルヘルス対策を行う、風通しのよい職場づくりなど。</p>	<p>■研修・人材育成(共有する・つながる・学びあう・風通しを良くする)</p> <p>■虐待防止委員会の義務化に合わせ、ノウハウを共有。責任者の連絡会を開催。</p>	<p>➡基幹相談支援センター R4年度／障害者虐待防止研修「虐待防止委員会を理解しよう」 R4年11月15日(火)開催予定</p> <p>➡事業者調整担当係長 R4年度／支援者同士がつながることで地域の支援力を高める人材育成等の取組を進める。</p>
2	<p>■第1回本会より意見</p> <p>前回の幹事会でも、皆さんの実践を踏まえて、共有できるような資料の作成や分かりやすい事例集の作成、啓発のポスターを作るなど意見が出ている。協議会として見える形やモノにして、使っていくことができるものになりたい。そして実践を振り返るものにつながっていくようなものになるとよい。</p>	<p>■資料・ガイドブックなど作成(「良かったこと調査」など差別解消の事例集を参照)</p> <p>■ポスター(MAP)の作成(虐待予防の連携見取り図)</p>	<p>➡自立支援協議会シンポジウム R4年度／シンポジウムに合わせて取り組み事例集などを作成を検討する。例)R3年第4回の委員アンケート内容から、取り組み事例の集約をする。</p>
3	<p>■第1回本会グループ討議より意見</p> <p>家族の立場として、家庭での虐待は特に気にしている。障害受容の過程で、「この子は私しか守れない」という思い込みを愛情の裏返しで強めてしまうこともある。また、支援者への支援が足りないことや社会資源が不足し(例えばグループホームなど)、そういう環境の課題も影響している。なにより、本人の周りに対する理解の難しさ、周りが本人のことを理解することの難しさがあり、本人が混乱しているときに、本人がどんな気持ちとなっているのかわからない時などに、虐待に繋がることが生じてしまうのかなと思う。</p>	<p>■家庭向けの支援</p>	<p>➡基幹相談支援センター 継続／相談支援の現場において、どのようなアプローチが必要か。個々のネットワークを充実する方向性で、相談支援体制を充実させていく(地域生活支援拠点等)。</p> <p>➡家族会や当事者活動等 継続／当事者の声を発信しながら虐待防止や意思決定支援の啓発に取り組む。</p>
4	<p>GHの新設が続いているが、安定した運営がされているか、非常に心配している。</p> <p>■R3年度第4回アンケートより意見</p> <p>今後、組織として取り組みたいこと:GHネットワーク事業を活用した人材育成。(虐待をしないことは当然のことで、さらに意思決定支援など質の高い支援に取り組んでいくことで虐待をしない組織にしていく)</p>	<p>■新設GHの支援</p>	<p>➡GH世話人ネットワーク事業 継続／新設のGHも参加を呼び掛けていく。</p> <p>➡基幹相談支援センター R3年度／虐待防止研修をGH世話人向けに行った。</p>
5	<p>■5月25日相談支援部会幹事会より意見</p> <p>相談支援部会で課題抽出は取り組めるが、虐待防止の範囲が広すぎるため、本会でテーマを絞って提示していただきたいとのこと。</p> <p>第9期より権利擁護部会の立ち上げ準備など相談支援部会で取り組むか否か。</p>	<p>■自立支援協議会の継続した取り組み</p>	<p>➡自立支援協議会 第7期～第8期において、コロナ感染拡大により中断がありつつも、意思決定支援～虐待防止の流れで議論をしてきた。 今後の本会テーマ・見通しと共に確認していく。</p>

R4/10/1

ウェルファーム杉並第3教室

13:30~15:00

R4年度地域自立支援協議会シンポジウム  
第1回実行委員会議事録

## 【1】実行委員の紹介

本会委員	下田 一紀	欠席
〃	池部 弘子	欠席
すまいる荻窪	河本 信弘	欠席 ※代理出席：青木
すまいる高円寺	前田 玲	出席
すまいる高井戸	鈴木 さくら	出席

オブザーバー参加 杉並いずみ第一：梅田

## ■事務局

基幹相談支援係 池田・星野・中村

障害者施策課 永沢（欠席）

障害者生活支援課 ジングナー

## 【2】これまでのシンポジウムについて

※「これまでの地域自立支援協議会シンポジウム」資料参照

この2年間は新型コロナ感染拡大により、変則的な開催となった。

## 【3】第7・8期自立支援協議会で議論してきた内容について

意思決定支援～虐待防止の議論経過について共有。

## 【4】今回のシンポジウムについて意見交換

■日時：R5年3月7日(火)午後2時間程度

場所：第4会議室(中棟6階)定員120名 会場にて通常開催(ハイブリッド含む)

※新型コロナ感染拡大の際は、別の方法も検討。

## ■シンポジウムで伝えたいことは？

・「意思決定支援から権利擁護」

自立支援協議会本会第7期から第8期で議論してきたことを伝えたい。

・作業所で外出した際など、年配の方から疎まれる状況がある。意識の差を感じる。



- ・シンポジウムをすることによって何を变えたいのか、明らかにすることが必要。
  - ・参加者が聞きたいことを汲んだ発信が必要。
  - ・地域共生社会の広がり（すべての人が生きやすい社会につながる）
  - ・当たり前の暮らしを守ること＝誰にとっても暮らしやすい街になる。
  - ・「意思決定支援」は障害福祉関係者向けになってしまう。
  - ・サービスだけではない、地域のインフォーマルな支えの発信。
  - ・意思決定支援＝コミュニケーションの力が必要とされる。
  - ・地域向けに「同じだ」と言われると、当事者からは「違う！」という気持ちがある。  
その大変さはわかってほしい。
  - ・「意思決定支援」というテーマ自体が支援者目線である。
  - ・当事者から一方向性だけでなく、良い取り組みは支援者につながり、また本人につながる。
  - ・街が変わる（ユニバーサルデザイン）ことで当事者が生活しやすくなる  
（例：コンビニで話さなくても買い物ができる）
  - ・一方、コンビニで本人を知ってもらい、対応がスムーズになるなどのつながりがある。  
便利になることで分断される社会⇒つなぎなおしの作業が必要になる。
  - ・インフォーマルな手助けなど、協力しにくくなる社会に変化している。  
（例：駅で車椅子移動を手伝ってくれる人がいない。「駅員の仕事でしょ」という意識）  
コロナ感染拡大で身体的な接触が避けられることも影響している。
- シンポジウムのターゲットは？
- ・区民に届けたい（例：以前、すまいる高円寺で広報紙をつくった。「障害って特別なことじゃない」「変わらない地域の暮らしがある」ということを地域の方に知ってもらいたい）
  - ・福祉系の学生向けにも周知をしたい。
- シンポジウムに参加してもらうための発信力を高めたい
- ・広報すぎなみの力は大きい。
  - ・以前ガイドヘルパーを知ってもらうために、マークやLINEスタンプを作ってアピールした。そのような受け入れやすい取り組みが有効。
  - ・昨年に続き、「すぎなみスタイル」の取材を依頼したい。
  - ・広報課に相談して効果的な発信方法を利用する（最近の情報発信はインターネットのリンクから「芋づる式」にいろいろな情報にたどり着けるようになっている。）。)
  - ・地域の人に来てもらえるようにインパクトのあるテーマにする（固いタイトルはNG）
- 企業の協力はお願いできるか？
- ・就労系のイベントでは多くの企業が協力してくれる。双方に取ってメリットのある取り組みの必要性。当日の出店など
- シンポジウムの構成
- 前半：当事者&支援者からの発言
- 後半：高山会長から報告（前半の発言から本会の取り組みに話をつないでもらう）

## 【5】今後のスケジュール・役割分担

○10月中に確認すること

①本会当事者委員にシンポジウムで登壇の打診

②広報課に協力の打診

○11月～

①当事者委員と打ち合わせ(事務局+すまいる委員ペアで担当)

9月		1月	幹事会
	21日(水)事務局打ち合わせ 26日(月)幹事会		27日広報HP不切
10月		2月	6日(月)第4回本会
	13日(木)シンポジウム実行委員会①		広報2月15日号に掲載
	(事)当事者委員に登壇の打診 (事)広報課に相談		
11月	(実委)当事者委員と打ち合わせ	3月	7日(火)シンポジウム
	14日(月)第3回本会		
12月			
	22日広報原稿不切		

# 杉並区の防災体制

～「いざ」に備えて～



自立支援協議会資料

危機管理室防災課  
保健福祉部管理課

# 目次

1. 杉並区の地域防災計画の概要
2. 防災マップについて
3. 震災救援所の要配慮者用物品
4. 水害ハザードマップについて
5. 災害時要配慮者支援対策

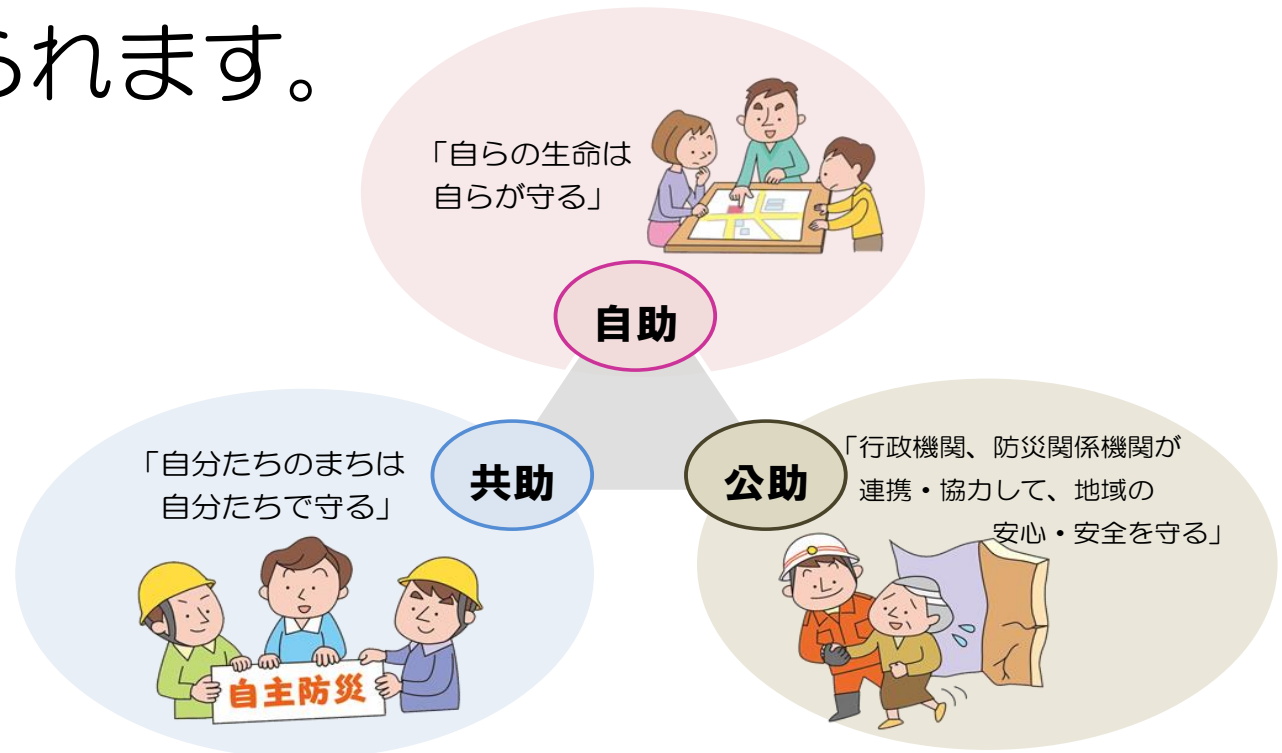
# 1. 杉並区地域防災計画の概要

杉並区地域防災計画は、杉並区の地域に掛かる災害に関し、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、区民の協力のもとに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。



# 1. 杉並区地域防災計画の概要

震災の被害を最小限に抑えるためには、  
「自助」「共助」「公助」それぞれの分野で  
災害に対応する力を高め、相互に連携し合う  
ことが求められます。



# 1. 杉並区地域防災計画の概要

災害が発生または発生する恐れのあるとき、災害対策活動の推進を図るために必要があると認めるときは、非常配備態勢をとり、『杉並区災害対策本部』を設置します。

また、勤務時間外に杉並区で震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に全職員が参集するようになっていきます。

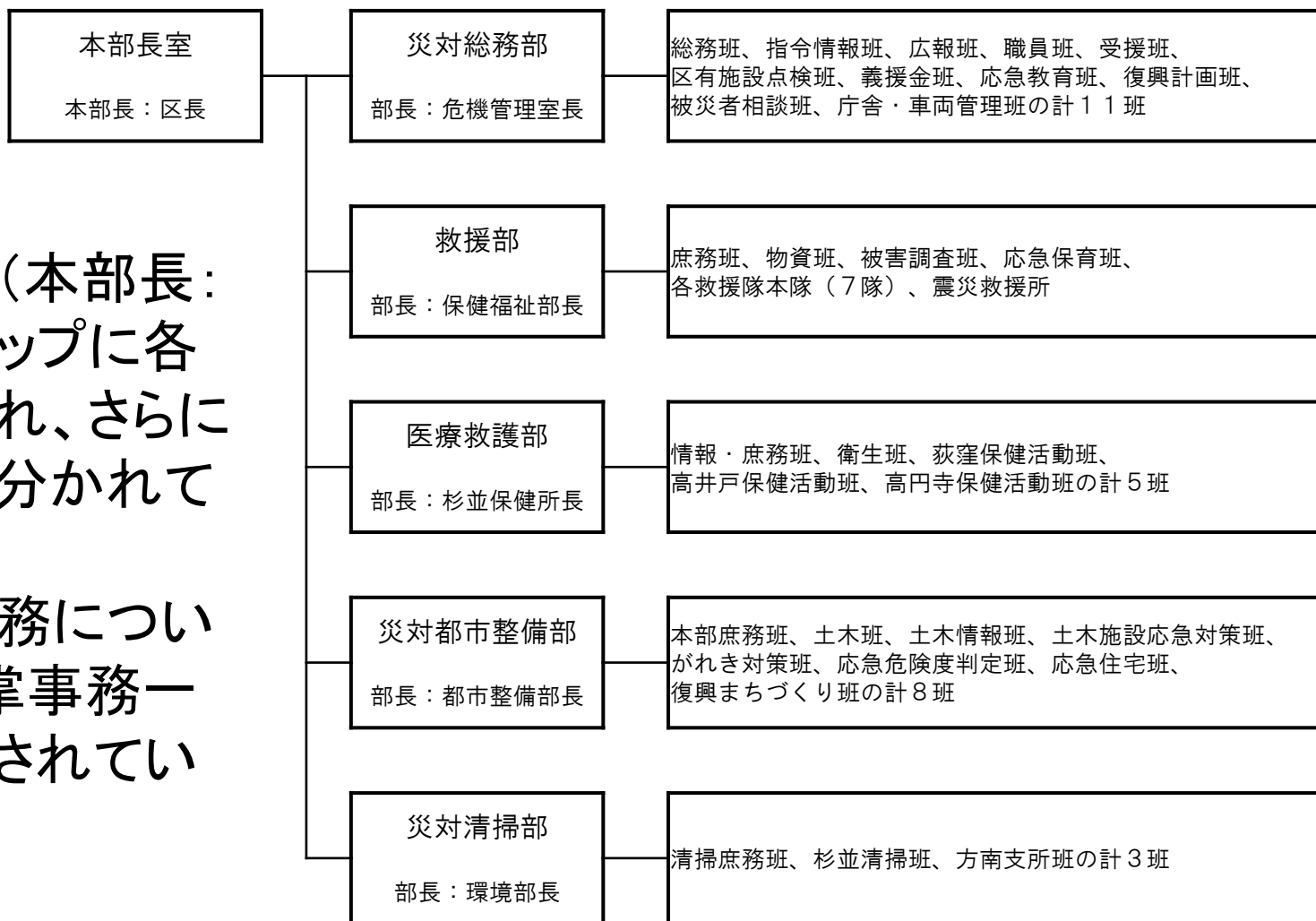


# 震災時の体制

	震度5弱	震度5強以上
勤務 時間中		<p><b>【非常配備態勢】(全職員)</b>            災害対策本部の応急対策業務に区の全力を投入する。            (各課の非常時通常業務は決められた要員で実施する)</p>
勤務 時間外	<p><b>【災害即応態勢】</b>            緊急に応急対策のための情報連絡を実施する。</p>	<p><b>【初動配備態勢】</b>            初動配備態勢の要員は指定された配備先で初動対応を行う</p> <p style="text-align: center;">↓ <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">移行</span></p> <p><b>【非常配備態勢】(全職員)</b>            勤務時間中のものに同じ</p>



# 杉並区災害対策本部の組織図



本部長室（本部長：区長）をトップに各部に分かれ、さらに班や隊に分かれています。各分掌事務については、分掌事務一覧に記載されています。

## 2. 防災マップについて

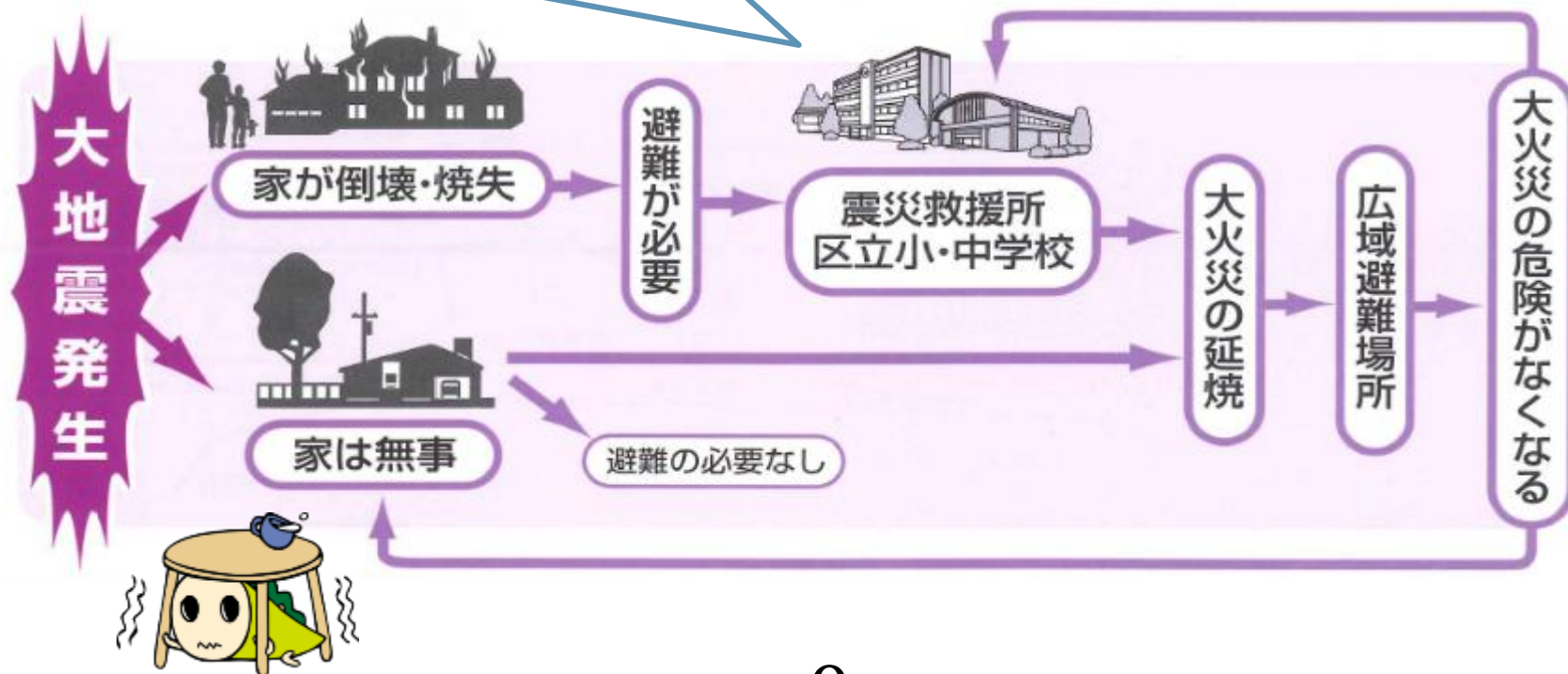
※杉並区防災マップをご覧ください

- **震災救援所**
- **救援隊本隊・第二次救援所**
- **福祉避難所**



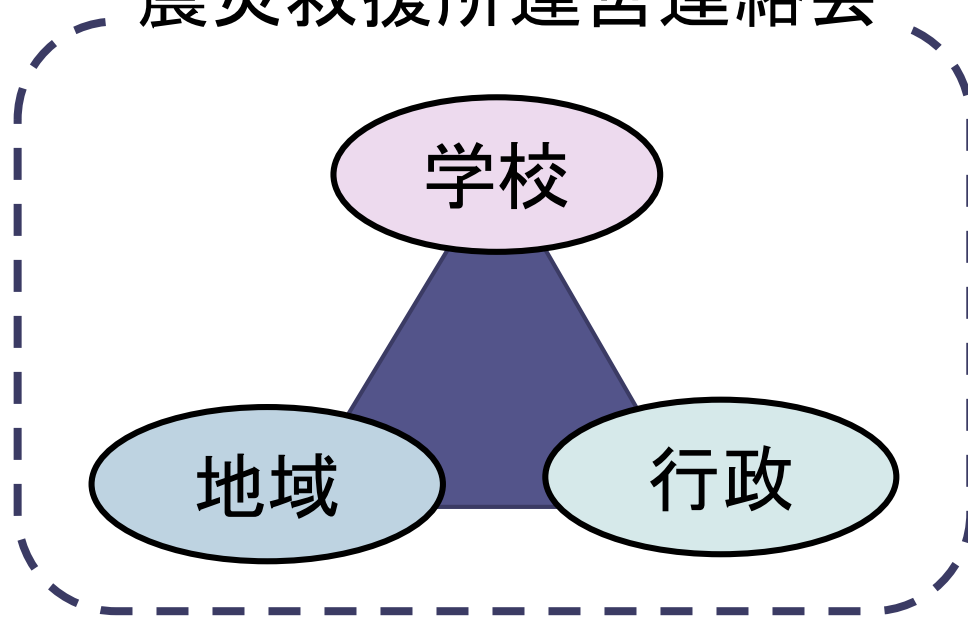
# 震災救援所とは・・・

区は、**震度5強以上**の地震が起きた際に、被災した住民の避難、救護活動を実施する拠点として区立小中学校等(64箇所)に震災救援所として開設します。



# 震災救援所の組織について

## 震災救援所運営連絡会



震災救援所は、町会・自治会、防災会、PTA、学校、区などのメンバーからなる、震災救援所運営連絡会によって運営されています。

区職員も正式な一員です。連絡会や訓練には可能な限り参加し、地域の方々と関係を深めています。

## 救援隊本隊・第二次救援所

### 7箇所(地域区民センターに設置)

- 救援隊本隊は、主に各地域に所属する震災救援所の管理、情報伝達を行う部隊。
- 第二次救援所は、震災救援所での生活が困難な方を受け入れる場所。
- 区民の直接避難は想定しておらず、原則として、震災救援所からの受け入れ要請を経て受け入れを行う。

## 福祉救援所 35箇所

- 震災救援所や第二次救援所での生活が困難で特別な支援を必要とする方を臨時的に受け入れる場所。民間の通所施設や特養などを指定。当事者と介助人の2人での避難が原則。
- 区民の直接避難は想定しておらず、原則として、救援隊本隊からの受け入れ要請を経て受け入れを行う。

### 3. 震災救援所の要配慮者用物品

# 震災救援所の要配慮者対応用物品

## 主なもの

- ① 災害用特設公衆電話（NTT）
- ② アンブルボード
- ③ おんぶ紐
- ④ 車いす（ノーパンクタイヤ）
- ⑤ けん引式車いす補助装置
- ⑥ 聴覚障害者対応セット
- ⑦ 多言語表示シート



# 震災救援所の要配慮者対応用物品

## ① 災害用特設公衆電話（NTT）

- 大規模災害時は、電話回線が混みあって、電話の使用が制限（通信規制）されることが想定されます
- 災害時特設公衆電話は、避難者の安否確認などに使用することが可能な、通信規制を受けづらい無料の公衆電話です
- ご家族の安否確認など、緊急の要件の場合に使用できます
- 各震災救援所は3台、  
地域区民センターは5台設置



# 震災救援所の要配慮者対応用物品

## ② アンブルボード

- 発光するホワイトボードのようなもの
- 暗い所での文字のやり取りに活用する
- 受付などに置くことで、発信したい情報を目立たせることができる
- 充電式  
72時間使用可能  
(乾電池も使用できる)



# 震災救援所の要配慮者対応用品

## ③ おんぶ紐

- 背負う方の両手の自由が利くため、手すりに掴まりながら階段昇降ができるなど安全を確保できる
- 車椅子などが使えない場所（階段、足場が悪いところ）などで、足の不自由な方、おんぶでつかまる力のない方、意識の無い方などを運ぶことを想定



# 震災救援所の要配慮者対応用品

- ④ 車いす（ノーパンクタイヤ）
- ⑤ けん引式車いす補助装置



# 震災救援所の要配慮者対応用品

## ⑥ 聴覚障害者対応セット1

- 聴覚障害者と意思疎通を図るための物品をひとまとめにして備蓄しています



用紙 (A4)	500枚	ファイル (A4)	2冊
スケッチブック (A3)	5冊	ボールペン (黒)	10本
油性ペン (黒)	4本	ホワイトボード (A3)	4個
ホワイトボードマーカー (黒)	5本	軍手	3双
緑色バンダナ	5本	ゼッケン	5着
クリップボード	4枚	ヘッドライト	2個
暗闇で光る手話手袋	2組		

# 震災救援所の要配慮者対応用品

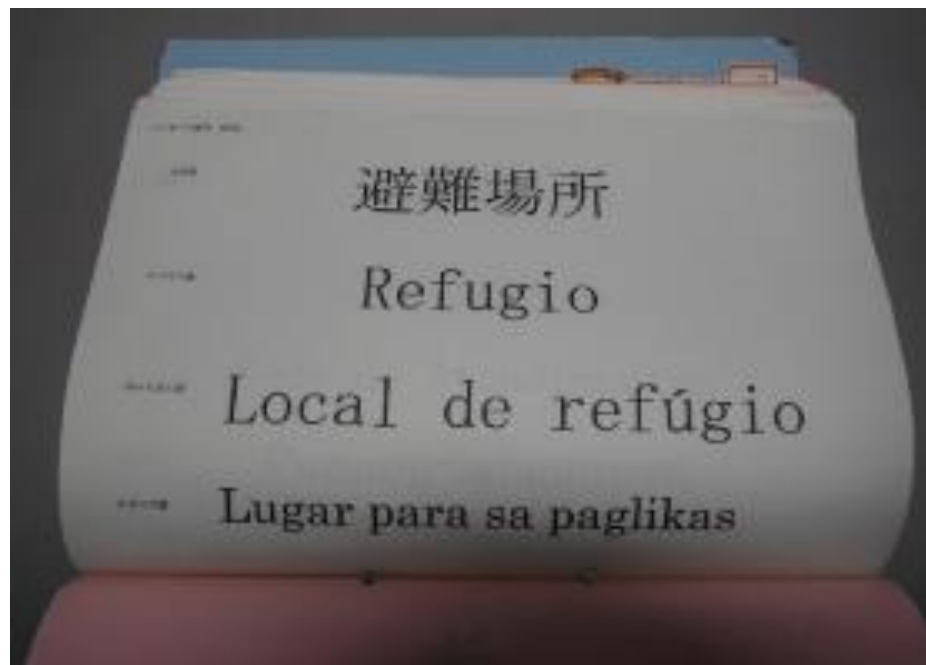
## ⑥ 聴覚障害者対応セット2



当事者、支援者が着用することで、わかりやすくなります。

# 震災救援所の要配慮者対応用物品

## ⑦ 多言語表示シート（12か国語）

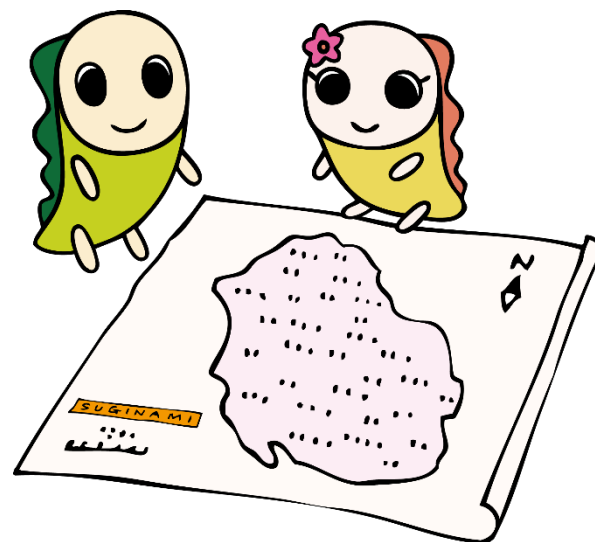


伝えたい言葉を指さしで示すことで、意思疎通を図ります。

## 4. 水害ハザードマップについて

※水害ハザードマップをご覧ください

杉並区では、震災時の避難場所を「**震災救援所**」、浸水害時や土砂災害時の避難場所を「**避難所**」という名称で使用しています。



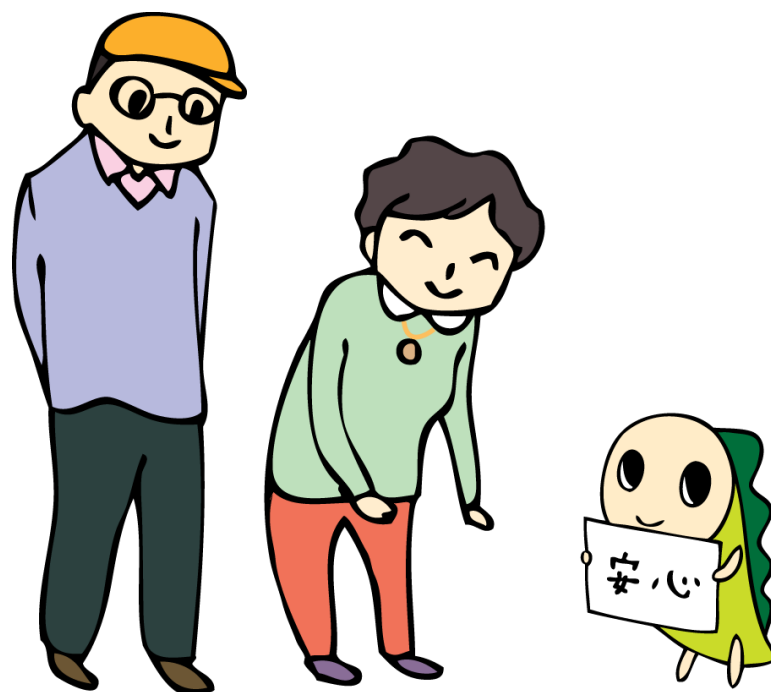


# 水害ハザードマップの活用

～何が書いてあるのか？～



## 5. 災害時要配慮者支援対策



# 災害時要配慮者対策（法的な背景）

## ■東日本大震災の発生（平成23年3月）

- ・ ・ ・ 死者約15,000人のうち、約8,600人が65歳以上

## ■平成26年4月に改正災害対策基本法が施行。

- ・ 区市町村は**避難行動要支援者名簿※**を作成する（義務）。
- ・ 名簿に登載されている本人から同意を得て、平常時から関係機関に提供する。
- ・ 災害発生、可能性があるときは、本人の同意が無くても、名簿を関係機関に提供できる。

### ※災害時要配慮者

災害発生時に何らかの配慮を必要とする方のこと。

（例）高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児など

### ※避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、避難や避難生活において特に配慮を要する方のこと。

# 杉並区の取組

■杉並区では、すでに平成19年に災害時要援護者原簿（原簿）として、災害時に特に配慮が必要な方の名簿を区独自に作成していた。

・ ・ ・ 法改正に合わせ、原簿を法定の避難行動要支援者名簿に置き換える形で整備

■避難行動要支援者名簿は、平常時は区が管理（3ヶ月ごとに更新）し、**災害発生時に区長の判断で関係機関に提供**し、安否確認等に活用する。

【提供先】警察署・消防署・消防団・震災救援所

■名簿については、区の保有している福祉情報を本人の同意なく抽出して作成しているため、災害発生までは、**原則非公開。**

# 避難行動要支援者名簿登載者の内訳

■避難行動要支援者名簿の登載者は、約3万人

・・・杉並区の人口が57万人なので、約5%が避難行動要支援者に該当する。

- ①要介護認定1～5・・・・・・・・・・・・・・・・約16,000人
  - ②身体障害者手帳1～3級・・・・・・・・・・・・約7,700人
  - ③愛の手帳1～3度・・・・・・・・・・・・約1,200人
  - ④精神障害者保健福祉手帳所持者1～3級・・・・約3,800人
  - ⑤難病患者・・・・・・・・・・・・約3,200人
  - ⑥※その他支援を希望する方・・・・・・・・・・・・約1,600人
- ※①～⑤には該当しないが、災害時の避難に不安がある人。

# 地域のたすけあいネットワーク (地域の手)制度について(概要)

災害発生時の避難、生活支援を行うためには、事前に状況を把握し、対応について検討する必要がある。そこで、区独自の制度として、

「**地域のたすけあいネットワーク(地域の手)**」制度を実施。

★地域のたすけあいネットワーク(地域の手)とは？

避難行動要支援者名簿登載者のうち、自身の情報を平常時から提供してもよいと承諾した人の情報について、区で名簿化し、**登録者台帳**として整備し、関係機関【警察署・消防署・消防団・震災救援所・民生児童委員】で共有。

## ■登録の受付

- ・区役所保健福祉部管理課地域福祉係
- ・ケア24(区内20箇所)

災害発生時の避難に不安がある方であれば、誰でも申し込みはできるが、**災害時の安否確認を目的とした制度**のため、在宅生活者であることが条件(長期入院、特別養護老人ホーム入所中等の方は対象外)

# 救急情報キット

■本人の情報を記載した個別避難支援プランを救急情報キットに収納して保管する。

■救急情報キットは、冷蔵庫に保管する。  
→冷蔵庫ならば、基本的にどこの家にもあり、見つけやすい。

■災害時、救急時は、冷蔵庫からキットを取り出して、本人と一緒に搬送することで、搬送先（震災救護所・病院等）で本人の持病・状態をすぐに把握できる。

